

令和4年6月7日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和4年第2回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月7日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和4年第2回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和4年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、議場演壇の消毒について、傍聴制限について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和4年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) その他

2 日 時 令和4年6月7日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和4年第2回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和4年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、
報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長か
ら説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。ま
ず、事件番号1番の令和4年度魚沼市一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。
当該補正予算の概要であります。現時点で見込んでいた主なものといたしましては、原
油価格及び物価高騰に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分
に係るものといたしまして、非課税世帯等に対する公共料金負担軽減事業のほか、事業者
に対する省エネルギー設備等更新支援事業などを新たに追加計上することとしているほか、

冬の大雪により損壊した農道・林道等の補修、また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の追加分などを予定しており、一連の予算額の増減・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を、第2号補正予算として歳入歳出それぞれ3億5,340万円の追加補正をお願いする予定としております。

続きまして、事件番号2番、魚沼市教育センター条例の一部改正につきましては、現在、旧堀之内庁舎内に設置している魚沼市教育センターを旧広神庁舎に移転することに伴い、条例に定める位置を改めるものであります。

続きまして、事件番号3番、魚沼市情報通信基盤施設管理事業分担金徴収条例の制定につきましては、先の臨時会において議決いただきました一般会計第1号補正予算に計上した、福山新田地内の光通信サービス事業に係る引込線設置工事に対して、その費用の一部に充てるために、加入者から新たに分担金を徴収するための規定を定めたいとするものであります。

続きまして、事件番号4番、魚沼市ガス供給条例の一部改正につきましては、昨今のLNG輸入価格の高騰に伴い、単位料金の調整額に設けられている上限価格を廃止したいとするものであります。

続きまして、事件番号5番、魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正につきましては、このあとの事件番号9番に関連しますが、市の施設である、魚沼市デイサービスセンターひまわり、魚沼市うおぬまケアセンター及び魚沼市ヘルパーステーションコスモスを民間事業者に譲渡するにあたり、同条例から関係規定部分を削除し改めるものであります。

続きまして、事件番号6番、四日町地区雨水管渠敷設第4次工事請負契約の締結についてから、事件番号8番、広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結についてまでの3件につきましては、いずれも契約しようとする工事の予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

次に、事件番号9番、財産の処分について（魚沼市デイサービスセンターひまわり）につきましては、先ほどご説明申し上げました、事件番号5番に関連して、魚沼市デイサービスセンターひまわりの施設を処分するにあたり、無償でこれを社会福祉法人に譲渡しようとするものであることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、事件番号10番、財産の取得について（小型動力ポンプ付き水槽車）から、事件番号14番、財産の取得について（除雪ドーザ）までの5件につきましては、いずれも取得する財産の予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、事件番号15番、監査委員の選任につきましては、任期満了に伴う監査委員の選任にあたり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたいとするものであります。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1件追加でお願いしたい事件がございます。先の臨時会において予算の継続費の補正について議決いただきました、魚沼市役所旧小出

庁舎及び小出公民館等解体工事についてであります。これにつきましては現在、発注手続を進めているところでありますが、当該工事の予定価格が地方自治法第96条第1項第5号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく、議決事案の該当とすることが見込まれております。しかしながら、入札執行の日程の関係で初日提案に間に合わない状況にあることから、当該工事請負契約の締結に関する議案を仮契約締結後に提案させていただきたいとするものであります。

続きまして、報告事件として、9件についてご説明申し上げます。事件番号1番、令和3年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書についてであります。地方自治法第212条の規定により令和3年度から令和4年度にかけて継続費の年割設定がある事業予算におきまして、令和3年度内に支出が終わらなかった分に係る通次繰越額について、同法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号2番、令和3年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年2月の第1回定例会で議決をいただいた、令和3年度一般会計補正予算第10号及び補正予算第12号において設定いたしました繰越明許費予算のうち、令和3年度内に支出が完了しなかった予算で、令和4年度に繰り越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号3番、令和3年度魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。こちらにつきましては、本年3月22日の総務文教委員会においてご説明いたしました、小学校施設整備事業で計上した、学校トイレ洋式化工事の事故繰越に関するものであります。令和3年度内に支出が完了せず、令和4年度に繰り越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号4番、令和3年度魚沼市ガス事業会計予算の繰越についてから、事件番号6番、令和3年度魚沼市下水道事業会計予算の繰越についてまでの3件につきましては、各公営企業会計において令和3年度中に支出が完了せず令和4年度に繰り越した事業予算の経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号7番から事件番号9番までの3件につきましては、いずれも、地方自治法施行令第152条に規定する法人として、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。今回報告する法人であります。事件番号7番、一般財団法人魚沼農耕舎、事件番号8番、株式会社深雪の里及び事件番号9番、有限会社ゆきくらフーズの3社であり、いずれも決算等が総会において確定したことから報告させていただくものであります。

なお、報告案件に該当する他の法人につきましては、法人の総会等の日程の関係から、今定例会会期中の追加報告をお願いすることになるか又はその次の議会での報告を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けるとにしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長（資料「令和4年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

富永委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありませんか。（なし）
ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明があった議長提出・受付事件については、これを受けるとにしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって議長提出・受付事件については受けるとに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長（資料「令和4年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱（案）について説明）

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。

大平委員 後期高齢者の医療費窓口負担の2割化中止を求める陳情ですが、市内高齢者に直接影響を及ぼす問題であり、全国的にも中止や是正を求める考えや運動が起こっております。そういったことを考えてみますと、配付のみではなく、委員会付託で審議をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

佐藤議会事務局長 請願、陳情の取扱いについては一定のルールがありますので、議会提出を希望される場合は陳情者にお話しさせていただきたいと思っております。今回は郵送にて提出されましたので、この扱いでお願いしたいものであります。

富永委員長 ただいまの局長の説明のとおりで、取扱いのルールがありますので、そのようにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。（はい）ではそのようにさせていただきます。そのほか質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。事務局長の説明のとおりを取扱いとすることで、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

（2）閉会中の所管事務調査について

富永委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(3) その他

富永委員長 日程第3、その他を議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 事務局から提案ですが、現在本会議中において、市長、教育長が入れ替わった場合に市長側の演壇マイクの消毒をしております。議員側の演壇では一般質問で、マスクを外した際にお話された場合はその後に消毒をしています。コロナウィルス感染症がだいぶ落ち着いたということと、ある程度話す方が限定されるということがありますので、今回の定例会からマスクを外して話された場合でも消毒はしない。ただ、その日が終了した時は消毒を行う取扱いで行いたいと思います。もう1点ですが、傍聴制限をしておりますが、今後、傍聴される方が増えることも想定されます。また、感染がだいぶ落ち着いたこと、マスク、消毒も市民の皆さんに徹底されているとこととと思っております。こちら、制限の方は撤廃し、その入り具合を見ながら事務局で換気等の徹底を行っていきたいと思いますのでご審議をお願いします。

富永委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。

渡辺委員 傍聴の人数制限の撤廃についてはいいのですが、前回の議会報告会のときに、マスクを外した方がいらっしゃいましたが、そのあたり、どうするのかということをごきちんとしておかないと。皆さんの判断に任せるということにいかないのではないかとと思うのですが、それについてきちんとルールを決めていただけたらと思います。

佐藤議会事務局長 確かに、先回の議会の報告会のときマスクに関して想定外のことがありました。議場及び委員会室については私ども事務局がいますので、もし、そのようなケースについては、着用を促したいと思えますし、議長、委員長の権限ですけれど、ルールを守れない場合は退席ということで協議したいと思えます。

富永委員長 それでは、ただいまの議会事務局長の説明の中で、傍聴の人数制限の撤廃という話がありましたが、そのようにすることに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。マイクの消毒についての提案がありましたが異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定しました。執行部からの協議事項はありませんか。(なし) ほかに協議事項等はありませんか。(なし) ないようですので、これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いします。これで、本日の議会運営委員会は閉会いたします。

閉 会 (10:30)